

知りたい！ ☆令和8年度税制改正☆ 新住宅ローン減税のポイント

～中古住宅は大幅拡充だけど…要注意！！～

新築住宅の価格高騰に対する対策として、令和8年度税制改正において「中古住宅」に対する住宅ローン減税が大幅に拡充された事はご承知の事と思います。

全国各地に増え続ける「空き家」問題。空き家の有効活用については、国も地方自治体でも積極的に検討している所です。誰もがイメージしやすいのは「古い空き家」を購入して、リノベして住む！

このような物件に対して、快適な生活を提供する事が可能な「性能向上リノベ技術」を提供出来るリノベ業者にとっては、「新住宅ローン減税」は、「いよいよ我々の時代が来た！」と喜ばれた事でしょう。

「中古住宅購入」+「リフォーム」における住宅ローン減税の拡充！・・ポイントは

- ① 「子育て・若者夫婦 世帯支援」の創設 (新築同様)
- ② 借入限度額： 最大 3000 万円 → 最大 4500 万円 (新築並み)
- ③ 控除期間： 10 年 → 最大 13 年 (新築同様)

	【借入限度額】(子育て世帯等)	最大控除額(子育て世帯等)	控除期間
長期優良住宅	3500 万円 (4500 万円)	318.5 万円 (409.5 万円)	13 年
ZEH 水準住宅	3500 万円 (4500 万円)	318.5 万円 (409.5 万円)	13 年
省エネ基準適合	2000 万円 (3000 万円)	182 万円 (273 万円)	13 年
その他住宅	2000 万円	140 万円	10 年

この新制度を見れば・・

- ・弊社は、早くから中古住宅の性能向上リノベに取り組んで来た！
- ・「ZEH 水準リノベ」の技術も追及して来た！

新築並みの「住宅ローン減税」の適用をお客様に受けて貰える！

新築価格が上昇する中、若いお客様のマイホーム購入に対して有効な提案が出来る！

これは チャンスだ！！

と思って当然！・・・ですが

この新制度、正しく理解せずに提案すると・・信頼を損なう可能性があります！

そこで、リフォーム／リノベを主業務とされる JERCO 会員の皆さま向けに
新税制への正しい理解と今後の制度改正への提案を目的として 『特別講座』を開催します。

■開催日時 ■ 令和8年 3月 9日 (月) 13:00 ~ 14:00

※Zoom にて開催します。

JERCO 減税研究会
委員長 山崎 昇
講 師 石本 光史